

令和5年8月28日

第8回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和5年8月28日(月) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長  
中村委員 鍋島委員 古谷委員  
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員  
  
(推進委員8名) 宮田委員 高橋委員 三本委員  
森田委員 坂本委員 森光委員  
谷本委員 谷脇(督)委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 谷岡会長職務代理者
5. 出席職員 (事務局3名) 岡田局長 坂本次長 徳永主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

開会宣言	中西会長 只今から、令和5年第8回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 まだ暑い日が続きますが、皆さんお集まりいただきありがとうございます。議案は少ないですが、適切にご審議をよろしくお願ひします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は8番 山口委員、9番 森田委員、よろしくお願ひいたします。
議 長	中西会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
意 見	9番 森田委員 申請地は崖になっており、その上に畑があったようですがとても作れるような場所ではなく、非農地として問題ありません。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。特にご意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	中西会長 <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	中西会長 <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	徳永主幹 <p>【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	徳永主幹 <p>補足説明します。</p> <p>番号1について、農地の区分については、周辺に駅等なく、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地（第2種農地）となります。</p> <p>地目は登記が畑、現況も畑です。</p> <p>目的は個人住宅の建築であり、近隣に住む両親の世話をする必要性が生じやむを得ないものと認められます。</p> <p>資力及び信用については、建築費〇〇万円を自己資金により整備する計画であり、預貯金通帳の写しも提出されていることから、資力には問題ないと判断しています。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が許可日から令和6年7月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性は、転用面積208㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>排水計画について、雨水は雨水枡を設置の上東側水路へ排水し、その他の区画については自然浸透となっています。また、生活排水は浄化槽により新設する水路へ排水する計画となっています。進入計画については南側市道より直接進入する計画となっています。いずれの工事許可についても許可不要である旨を管理課である建設課に確認しています。</p> <p>また、申請地は「急傾斜地崩壊危険区域における行為」許可申請地であり、申請中であります。</p> <p>なお、周辺に農地はないため、周辺営農については問題ないものと判断します。</p> <p>番号2について、農地の区分については、申請地は10ha以上の集団の広がりのある第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4号に規定される集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に当てはまると考えられます。</p> <p>また、本転用地は令和5年5月18日付け須農発第380号にて農業振興地域農用地区</p>

域からの除外決定を受けております。

許可申請書における面積については登記記載の地積に修正しています。

目的は個人住宅の建築であり、現在は、妻と子供2人で賃貸住宅に居住していますが、子の成長につれ手狭になり、また今後考えられる親の介護のため、実家近くに自己用住宅を建築する必要が生じ、やむを得ないものと認められます。

資力及び信用については、建築費〇〇万円、整地費〇〇万円を自己資金により整備する計画であり、融資の見込みを証する書類の写しも提出されていることから、資力には問題ないと判断しています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が許可日から5か月間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

計画面積の妥当性は、部分転用面積320.81㎡、転用面積79㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。

排水計画について、雨水は全面自然浸透及び南側水路へ排水し、また、雑排水は南側水路へ排水する計画となっています。進入計画については南側市道より進入する計画となっています。いずれの占用許可についても許可不要である旨を管理課である建設課に確認しています。

また、周囲の農地に対する被害防除計画について、隣地農地は申請者所有地であり、周囲に影響を及ぼす農地はなく、問題ないものと判断します。

番号3について、農地の区分については、鉄道の駅から500m以内であり、第2種農地となります。

目的は個人住宅の建築であり、現在、申請地の西隣に母と同居しているが手狭になったため、現在の住居を母に譲り新たに建築するものでやむを得ないものと認められます。

資力及び信用については、土地取得費〇〇万円、住宅建築費〇〇万円、その他インフラ整備費、諸経費等〇〇万円、合計〇〇万円を借入金により整備する計画であり、融資見込み証明書も提出されていることから、資力には問題ないと判断しています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が許可日から令和6年6月30日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

計画面積の妥当性は、転用面積368㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。

排水計画について、屋根雨水は、雨樋から通水管を通して南側の側溝に導入放流し、その他雨水については、表層傾斜を設けて排水管に集水し、南側の側溝に導入放流する計画です。生活排水については、合併浄化槽にて処理後、南側の道路側溝に導入放流する計画です。進入計画については、南側市道からの進入であり、いずれの占用許可についても管理課の建設課と協議済みです。

なお、周辺の農地に対する被害防除計画は、北東側畑に対し被害防除計画が立案されており、日照確保、通風確保等問題がないため、本計画については問題ないものと判断され

議 長	<p>ます。</p> <p>中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
意 見	<p>1 4 番 森光委員 番号1ですが、春までらっきょうを作っていたとのことで、周りに農地もなく問題はありません。</p> <p>中西会長 この申請地は、以前申請人の生家があった場所であり、今は畑にしていたが、元家があったところに建てるという案件です。</p> <p>1 2 番 谷脇（裕）委員 番号2ですが、農用地からの除外の時に見に行き、持ち主とも話した土地です。周辺農地への影響もなく問題ありません。</p> <p>7 番 古谷委員 番号3の申請ですが、譲渡人は体調の問題で農業を行う事が難しく、2年前に当人同士の売買契約をしているようです。この春までトマトやきゅうりを作っていました。特に問題はありません。</p> <p>中西会長 皆さんからご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>3 番 高橋委員 番号2ですが、これから分筆登記がされるのでしょうか。それとも既に分筆されているのでしょうか。</p> <p>坂本次長 農地転用許可はあらかじめ分筆を行わなくても位置特定図をつけ申請可能となります。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、番号1及び番号3は意見書を付け、高知県知事に送付し、番号2については意見書を付け、</p>

	<p>高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長      特にご異議ないようなので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、番号1及び番号3は意見書を付け、高知県知事に送付し、番号2については意見書を付け、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。</p>
議 長	<p>中西会長      以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>徳永主幹      農地法第3条第2項の判断について</p> <p>坂本次長      遊休農地の調査について      農業委員会全員研修会について</p> <p>岡田局長      農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について</p>
閉会宣言	<p>中西会長      その他、何かございませんか。      ないようでしたら、以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2時35分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

8 番

9 番